

議案第64号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員法の改正を踏まえ、外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員に、異動期間を延長された管理監督職員を追加する必要があるので、本案を提出いたします。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正  
する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は次に」を「、又は次に」に改め、同条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。